

平成21年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成21年6月9日（火曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第8号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

出席議員（23名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	13 番	日 下 昭 治
14 番	平 野 浩	15 番	林 俊 介
16 番	明 智 忠 直	17 番	林 一 雄
18 番	高 木 武 雄	19 番	嶋 田 茂 樹
20 番	向 後 和 夫	21 番	高 橋 利 彦
22 番	林 正一郎	24 番	神 子 功
26 番	林 一 哉		

欠席議員（2名）

12番 佐久間 茂 樹

25番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	米 本 弥榮子	病院事務部長	渡 辺 清 一
総 務 課 長	平 野 哲 也	秘書広報課長	米 本 壽 一
企 画 課 長	堀 江 隆 夫	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	野 口 徳 和	市 民 課 長	増 田 富 雄
環 境 課 長	平 野 修 司	保険年金課長	花 香 寛 源
健康管理課長	小長谷 博	社会福祉課長	在 田 豊
高 齢 者 福 祉 課 長	渡 辺 輝 明	商工観光課長	神 原 房 雄
農 水 産 課 長	林 清 明	建 設 課 長	北 村 豪 輔
都市整備課長	伊 藤 恒 男	下 水 道 課 長	佐 藤 邦 雄
会 計 管 理 者	高 山 重 幸	消 防 長	菅 谷 衛 一
水 道 課 長	横 山 秀 喜	庶 務 課 長	浪 川 敏 夫
学校教育課長	平 野 一 男	生涯学習課長	野 口 國 男
国体推進室長	高 野 晃 雄	監 査 委 員 事 務 局 長	林 久 男
農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 浩	国 民 宿 舎 支 配 人	堀 川 茂 博
病院事務次長	石 鍋 秀 和	病院経理課長	鈴 木 清 武

事務局職員出席者

事 務 局 長	加 瀬 寿 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は23名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（向後和夫） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第8号までの8議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） おはようございます。

それでは、議案第1号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご質疑申し上げます。

今回の一部改正につきましては、別表の「洗濯機」を「洗濯機及び衣類乾燥機」に改める内容となっております。申すまでもなく、家電リサイクル法につきましては、一般家庭や事業所から排出された、いわゆる特定家庭用機器、家電製品という、エアコン、テレビ、冷蔵庫または冷凍庫、洗濯機、こういうものを有用な部品や材料をリサイクルし廃棄物を減量するとともに、資源の有効活用を推進するための法律でございまして、本来、使い終えた家電製品につきましては、買い替えをする販売店が引き取り、メーカーがリサイクルを行う、こういうことになっているわけであります。今回の条例につきましては、その特定家庭用機器についての項目を増やすというようなことで条例が改正をされるわけでございます。

そこで、今回、家電リサイクル法の改正によりまして新たに衣類乾燥機が対象製品となるための条例の改正でございましてけれども、現在、平成20年度の実施状況から見た場合に、洗濯機の持ち込みがどの程度あったのかどうか、また、これまで対象とされていなかったいわ

ゆる衣類乾燥機は廃棄処分を行っていたと思われますが、この条例改正によりましてどのくらいの台数を現在見込んでいるのかどうか、これにつきましてご回答をいただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、お答え申し上げます。

平成20年度の洗濯機の持ち込みの台数でございますけれども、うちのほうで受け付けております台数については、洗濯機は64台でございます。ちなみに冷蔵庫・冷凍庫が102台、テレビが154台、エアコンが8台で、トータルで20年度としては328台、うちのほうで受け付けております。

それから、2点目の衣類乾燥機の関係ですけれども、これについては、法律前は一般廃棄物として処理しておりましたので、データとしてはとっておりません。現場のほうに確認したところ、おおむね10台ぐらいだろうというお話がありましたので、21年度は10台という形で見込んでおります。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第2号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定につきましてご質疑申し上げます。

この旭市児童遊園設置条例の一部改正につきましては、ご案内のように、平成17年7月1日に旭市、飯岡町、海上町、干潟町が合併いたしまして条例が施行されました。以来、本条例と同じように毎年条例の一部を改正しているという状況がございます。

ちなみに、17年7月1日以降については、平成18年の3月定例会、これで1件出ております。内容的に、議案第26号で飯岡の横根岡児童遊園がこの条例一部改正になってございますし、平成19年3月議会では議案第25号として飯岡は犬林児童遊園、それから昨年、平成20年の当初予算、これは議案第22号ということで海上地先の幾世児童遊園、これが一部改正とい

うことで、いずれも廃止をし、削除されている。このような状況がございます。

そこで、今回の一部改正の内容につきましては、長禅寺の境内にある野中児童遊園を廃止して、これを条例から削除するという内容のものでございます。

そこで、何点かご質疑申し上げます。

1点目といたしましては、敷地の所有者と、管理は当然これまでは、合併前までは各地元の方々にお世話いただいたということがございますが、合併してからは市が管理をするということで、市はそれぞれ委託をされているようでございます。したがって、敷地の所有者と管理委託先につきまして内容的にお願いしたいと思います。

2点目につきましては、敷地面積はどのくらいであったでしょうか。

3点目、敷地の地代はどういうようにされてきたのかどうか。要は、地代があったのかなのかどうか。

4点目、敷地内には遊具というものは設置をされていたのでしょうか。あれば、そういったものについてご説明をいただきたいと思います。

5番目、現在の状況につきましては、この遊園はどのようになっているかどうか。

6点目、地元からの要望ということもあるし、防犯上は危険だと、子どもが少ないということも加味、併せながら、廃止、削減をしていこうと、削除していこうという内容のものでございますので、この話につきましては地元からいつ要望があったのかどうか、この点につきましてご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、順を追いましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の敷地の所有者でございますが、これは長禅寺でございます。

それから、管理の委託先、これにつきましては、野中区をお願いをしております。

2点目の面積でございますが、我々の台帳によりますと1,000平米ということでございます。

それから、3点目の地代でございますが、これは長禅寺さんから無償で貸与をし、利用をさせていただいておるということでございます。

それから、4点目の遊具でございますけれども、ブランコ、滑り台、低鉄棒、うんてい、それぞれ1基ずつございました。いずれもさび等が発生し、老朽化が進んでおったという状

況でございました。

それから、5点目になりますが、現在の状況でございますけれども、遊具につきましては、地元から早急に撤去をというようなことを要望されておりましたので、6月4日に撤去をさせていただきますして、現在は更地ということでございます。

それから、6番目の廃止要望の時期でございますが、3月25日付で私どもの担当課のほうへちょうだいしております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子議員。

○24番（神子 功） ありがとうございます。

敷地面積につきましては、この「統計あさひ」に全体的な児童遊園の内容が書かれておりますので、これを順を追って17年から見ていけば内容が分かりましたので、これは自分でも確認しておりますので、1,000平米に間違いありません。

それで現在の状況ということで、遊具については老朽化しているということから、地元では早く撤去してほしいということで、6月4日に撤去されたということなんですが、そうしますと、この撤去の費用につきましてはどのような対応をされたのかどうか。要は、地元で負担したのか、あるいは行政が管理するという位置づけのもとに撤去費用をお支払いしたのかどうか、また未払いなのかどうか、この状況についてお伺いしたいし、それから、冒頭に申し上げましたように、この一部改正の条例案につきましては、18年、19年、20年、21年ということで、それぞれのいろんな理由はありますけれども、ほぼ似通った形で廃止がされております。そういったことで、いずれもその改正につきましては、条例の改正は3月議会に出ているんです。今回は6月の議会にこの一部改正が出ていると。しかも、21年度の一般会計の当初予算、いわゆる予算的に見ますと、民生費のうち3項3目児童福祉費、これの13節委託料ということで、委託料が104万円、これは二つに分かれておりまして、いわゆる児童遊園維持管理委託料84万円、中央児童遊園維持管理委託料、これが20万円、したがって104万円、要は、中央児童遊園は別個の立場だということで、恐らく1件の委託費は2万円ということがうかがえるわけであります。

そうしますと、平成21年度は児童遊園はあらかじめ1か所削減する、いわゆる43か所とする予算措置になっているわけであります。とすれば、条例の一部を改正する議案というものは、当然ながらあらかじめ提出をすることになるわけでございますけれども、この点はどのようにお考えになってきたのかどうか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず撤去費用の関係でございますけれども、これらにつきましては、市が業者に委託し、撤去をさせていただきました。この費用そのものにつきましては5万7,750円ということでございます。

それから、21年度の管理委託費との関係ということで申し上げますと、確かに条例におきましては44か所の児童公園がございます。それで、そのうち42区のほうへ2万円ずつ委託費をお支払いさせていただいて、通常の維持管理をお願いしております。その44と42のその関係でございますけれども、まず、議員おっしゃられましたように、中央児童公園につきましては別で、43になります。

それからもう一つ、袋第一児童遊園と袋第二児童遊園というのは、これは同一地番の中で隣接して児童遊園が設置されておりますので、これらは一つの児童遊園だという、そういう認識のもとに区のほうへ1か所ということで管理をお願いしておりますので、マイナス2ということで、条例よりも2か所少ない42区へ2万円ずつお願いをし、84万円という、そういう金額になっておるものでございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうしますと、私が冒頭に申し上げましたように、平成17年7月1日現在のデータというのはここにあるんですね、「統計あさひ」、17年4月1日。これからずっと推していくと、今、課長が言われましたように、2か所は1か所分だということになりますと計算が合わないんです。これまでずっと一つ一つ減らしていますから、そうなると合わないということがありますが、これもまた所管の委員会で聞きますので、その辺はよく調べておいていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第3号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてご質疑申し上げます。

今回の条例改正につきましては、訪問看護のさらなる充実を図るため、飯岡診療所の2階部分に訪問看護ステーション旭こころとくらしのケアセンターを設置するための条例の一部改正というふうに説明がございました。

そこで、お伺いをいたします。

まず1点目ですが、現在あります本院、いわゆる中央病院の訪問看護室とのこの関連性についてはどのように判断したほうがよろしいのでしょうか。

2点目、診療所の2階部分に訪問看護ステーションを設置するということですが、具体的にどういうことをやろうとしているのかどうか。

3点目、ケアセンターを設置する場合の設備維持管理費、これらにつきましてはどうでしょうか。いわゆる、まず人の配置と勤務形態はどうなんでしょうか。訪問看護といいますと出ていくということになりますけれども、これについては説明がなかったものですから、夜間勤務もあるのか、常駐するのかどうか、これも含めて勤務形態についてお伺いをいたします。さらに、設備的に必要となるものがあるのでしょうか。最後に、維持管理費はどの程度を考えられておりますでしょうか、ご質問をいたします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、今の質疑に関しまして順次ご答弁を申し上げます。

まず最初、現在ある本院の訪問看護室との関連性でございますが、現在、精神科で訪問看護を行っておりますけれども、これは利用者の地域生活への移行をより進めるために、看護部分を訪問看護ステーションとして分離させ、自立支援の援助を推し進める目的で開設いたします。そのために、看護師は訪問看護ステーションに移りますが、訪問看護室におります作業療法士、精神保健福祉士は、引き続きそれぞれの業務に応じ自立支援のための訓練・訪問を行ってまいります。ということで、訪問看護ステーションと訪問看護室がそれぞれ業務を分けた形での訪問を行うということになります。

具体的にどのようなことをやろうとしているのかということでございますが、現在行っている精神科訪問看護の自立支援の強化を図り、利用者が住みなれた地域での生活が可能のように、24時間連絡体制を含め、安心して生活ができるように援助をいたします。

また、続きまして、ケアセンターを設置する場合の設備維持管理費、最初の人員配置と勤務形態でございしますが、看護師は、管理者を含む看護師5名と事務員1名で計画しておりま

す。また、夜勤はありませんが、常時対応できる24時間連絡体制を届け出る予定でございます。先ほどお話ししましたとおり、分離でございますので、スタッフ数を増やすというか、今おります訪問看護室からの異動と、そして病棟からの異動ということで、新たに人員を増やすということではございません。

設備は必要になるかということでございます。現在、飯岡診療所の2階を利用する計画でございますので、新たにかかる費用といたしましては、訪問で使用する訪問車両ほか、パソコン、事務機などの事務用品、介護保険に係る支援ソフト等の費用でございます。

その意味では、続きまして、維持管理費はどの程度かというところに併せますけれども、訪問看護は、利用者宅に出向き看護サービスを提供いたしますので、人件費ほかは車両関係費が主であり、大きな費用は発生しないと考えております。

その辺の費用関係なんですけれども、減価償却、車の減価償却を除きますと、月間でだいたい30万円程度がランニングコストということでかかるように予想をしております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうしますと、現在、中央病院の中にあります訪問看護室等につきましては、関連性を高めながらやられていくという、そういった内容のご回答をいただきました。具体的にはどうなのかということになりますと、自立支援の強化のために今回設置をするんだと、しかも24時間体制でやっていかれるという話ですけれども、夜間勤務はありませんけれども、常勤によって体制を整えるということでございますが、この24時間体制というものにつきましては、自宅待機によって対応するというもののなのか、この辺、もう少し詳しくご説明いただければありがたいと思います。

それから、いわゆる経費の関係でございますけれども、これは本会議でもいろいろありますが、この費用対効果ということをやっぱり常に考えていかなければならないというふうに、そういったふうに考えますが、今回、その飯岡診療所にこれを置くということについては、目的は自立支援の強化ということでございますけれども、ハード的に今回は余りないようでございますけれども、ソフト的にそれをやることによってどういった効果が表れるかということについて、さらに詳しくお伺いをしたいと思います。

なお、この維持管理費につきましては、ランニングコストは月30万円程度でおさまるものかどうか、この辺も含めてご回答いただければと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和）　まず最初の24時間の連絡体制でございますが、これは利用者並びに家族の方が電話をした場合には、その看護師、携帯電話を持っていまして、直接つながるシステムになっています。ですから、今5人という看護師を予定しておりますのが、交代でそれぞれの日を持って、利用者の、あるいは家族の方の相談に応じるという体制、これは県のほうに届け出を出して許可になるという形になりますので、これを当初から、やはり利用者及び家族のための安心のためにもやりたいということでございます。

あとステーションについて一部補足説明をさせていただきますけれども、現在の訪問看護の場合は、これは医療機関が標榜するために医師が管理者となります。ですが、訪問看護ステーションは介護保険の中の居宅介護支援事業として位置づけられておりまして、管理者は看護師という形になります。ですから、現在、訪問看護ステーションというのは市内に約3か所ございますけれども、それぞれ管理者は看護師が行っております。

収入的なものを若干お話ししますと、現在の訪問看護ですと、あくまでも診療所、病院の中の1セクションという形になりますので、単価的には1人当たりがだいたい5,000円程度、これが1回の訪問の収入ということになります。ところが、訪問看護ステーションになりますと、先ほど申し上げました24時間の連携体制等の加算項目がつきまして、だいたい8,000円から9,000円と、1件回っただけでも1人当たりの収入は増えていくということになりますので、今後、その辺の安心ということも加味しながら、病院としては大きな費用負担が起きないというような形で運営を図っていきたいと。

また、月々のランニングコストなんですけど、一番大きいのは、介護保険のソフトを導入いたします。ただし、これは現在は、病院としてはサーバーを持たずに、ある保険の中の一部、外部のサーバーを使ってできると、非常にコスト的に安いものがございますので、これを利用して、できるだけ月々の費用は大きくかけない、人件費以外大きくかけないということで運営を考えております。

以上でございます。

○議長（向後和夫）　神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第4号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご質疑申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、平成21年3月31日を平成24年3月31日に経過措置の延長をしようという内容のものでございます。したがって、簡単にご質疑申し上げますが、今回交付要綱が変わるということになりまして、県でも延長するという方向づけのもとに一部条例が出てまいっております。

そこで、経過措置を延長したことによる助成対象となる人員は何人か、これにつきまして内容的にお示しをいただければありがたいと思います。

以上です。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） 4月1日現在で申し上げますと、この経過措置による対象の人員は4名ということでございます。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第5号、財産の取得につきましてご質疑申し上げます。

内容的には、財産の取得については、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台、これを購入するというための契約の内容でございます。今回、今申し上げましたように、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台を取得するための議案につきましては、説明によりますと、そのためにまず9社を指名し、5月25日に入札を行った結果について、予定価格に達しなかった、いわゆる未達だったということで、株式会社モリタ東京営業部との随意契約となったという経過をご説明いただきました。

そこで、3点ほどご質疑申し上げます。

1点目は、今回の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を扱っている業者で、指名競争入札参加の申し込み、申請をしている登録業者というのは何社あるのか。いわゆる専門的な業

者という受け止め方でも結構でございますので、旭市に登録している業者は何社あるのかどうか。

2番目に、そのうち今回指名した9社の中で初めて指名競争入札に加えられた業者というものはあるのかどうか。あれば業者名をお示しいただきたいと思います。

3点目、今回、予定価格に達しなかったとのことでございますが、予定価格は幾らだったのかどうか。

この3点につきましてご質問をいたします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

まず最初の1点目、何社登録しているかということでございますが、本案件のポンプ自動車の製造できる業者ということで、11社登録しております。

それと2点目、指名業者の9社でございますけれども、今まで水槽付消防ポンプ自動車の指名競争入札に参加した業者でございまして、新たな業者は含まれておりません。

それと3点目の予定価格でございますが、消費税込みで4,449万600円でございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうしますと、この今回の入札に係する、製造できる業者は11社、そのうち9社は同様にやってきて、2社は指名されていないということですが、これは市のほうといたしましては公平公正の立場から、経験がなければしょうがないということからしてみれば、それで指名競争入札に入らないと、そういうような状況になりますけれども、その点については今回どのようにお考えになったのかどうか。要は、全く指名したことがないので今回これに絞ったのかどうか。あるいはもう2社については、どのような理由があって指名しなかったのかどうか、お話ができましたら、できる範囲で結構ですので、お願いをしたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 11社中9社の指名ということで、2社が除かれていると。実は9社に選定した理由なんですけれども、関東近県、いわゆる今回納入される場所が千葉県でございますので、その近辺に整備工場がある会社ということで選定させていただきました。残り

の2社は遠方でございましたので、今後の維持管理上どうかというところがありまして、9社に選定したという状況でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、ちなみに、その整備をする状況が遠方だということですが、日本のどの辺なのかどうか、お答えいただければお願いします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 1社は九州、それからあともう1社は中部と聞いておりました。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第6号、工事委託契約の締結につきましてご質疑申し上げます。

今回の工事委託契約につきましては、旭中央污水ポンプ場等建設工事委託という内容になっておりまして、契約の方法は随意契約、金額的には7億7,630万円ということで、相手方は財団法人の千葉県下水道公社という内容でございます。

そこで、3点ほどお伺いをいたします。

下水道関係の契約といいますのは、これまで今回のように非常に随意契約というものが多いような状況でございます。したがって、その随意契約ではなくて一般競争入札か、あるいは指名競争入札といったものについてできないものかどうか。これはこれまでもほかの議員もご質疑しておりますけれども、また改めてお伺いをさせていただきたいと思うのが1点目です。

2点目ですが、今回のように随意契約を結ぶ場合には、旭市として契約金額の算定根拠というものが当然必要となります。妥当性を追求することが必要であり、今回は旭市としてどのような検討をしてこられたんでしょうか。いわゆる一方的に業者任せなのか、それとも、いろんな工事内容があります。電気、機械設備、土木がありますので、そういったことを十分精査をして、旭市としてもしっかりとした、先ほども別の議案でもありますように、予定価格というものについては当然持っていなければいけませんけれども、その点、どのように検

討されてこられたか。

最後に3点目ですが、今回の工事を仮に契約するといたしまして、3か年の工事となるというふうに言われております。平成21年から平成23年までの年度ごとの工事金額それぞれ示されておりますが、この工事金額の根拠につきましてお伺いをいたしたいと思います。

以上3点、ご質問いたします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 質問の順番に順次回答をさせていただきます。

まず1点目でございますが、財団法人千葉県下水道公社と随意契約する理由について回答いたします。

千葉県では、平成4年に千葉県及び県下全市町村の総意により財団法人千葉県下水道公社を設立し、下水道知識の普及啓発、市町村からの公共下水道の設計・工事等の受託といった市町村を支援・代行する機関として、さまざまな業務を行っております。

このように、千葉県下水道公社は、市町村を支援・代行する機関として数多くの工事を手がけており、同公社に工事を委託することにより、工事が速やかに進捗するとともに、工事後においてもさまざまな技術援助が受けやすくなるものと考えております。

また、下水道施設の建設には、土木・建築・機械・電気等の各分野にわたり専門技術職員を配置する必要がありますが、工事期間が平成21年度から平成23年度までの3か年で完了することから、短期間における職員の増員は、効率的な執行体制の上から困難であると考えております。

以上のように、工事が速やかに進捗するとともに、行政改革の観点から、職員の増員が抑えられ、よって、経費縮減が図られることから、千葉県下水道公社に委託するものであります。

なお、下水道事業促進のための支援・代行機関としては、千葉県下水道公社のほかに日本下水道事業団のみであります。終末処理場というような大規模な建設工事については日本下水道事業団に、幹線管渠及び中継ポンプ場の設計・施工等については千葉県下水道公社というような役割分担を考えております。特に千葉県下水道公社は、現在供用開始している市役所敷地内にある暫定マンホールポンプの工事を手がけており、現場状況を熟知しているため最適な委託先と考えております。

2点目でございますが、契約金額の積算根拠としては、国土交通省が定めた下水道用設計

標準歩掛表や、千葉県の積算基準等により設計しており、積算内容の妥当については職員が確認しております。

3点目でございますが、平成21年度から平成23年度までの3か年の工事内容を項目別に申し上げますと、土木・建築工事が平成21から22年度、機械設備工事が平成22から23年度、電気設備工事につきましては、機械設備工事と同様、平成22から23年度に予定しております。

契約金額7億7,630万円の内訳といたしましては、中央污水ポンプ場の土木・建築工事（基礎工・躯体工等）として4億4,100万円、機械設備工事（主ポンプ・脱臭設備等）として1億4,680万円、電気設備工事（電気操作盤・自家発電機設備等）として1億8,850万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） まず、1番目の下水道関係の契約につきましては随意契約が多いということでしたけれども、その説明をいただきました。確かに理想的なお話かも知りませんが、内容的には、お話がありましたように、効率化を図る、それから財政的にもそのほうがいだろうという、そういった内容の趣旨の説明がありました。

2番目と関係するわけですが、国土交通省関係の標準を照らし合わせるとか、積算内容については合っているよということでございますが、市のほうとしては、どういう根拠を持って、どのぐらいの差があったのか、同じなのか、この辺について積算しているものが当然あると思いますので、その点はどうか再度お伺いをいたしたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） その点につきましては、設計の内容の照査につきましては、残念ながら旭市のそこら辺の職員としてはちょっとできない部分がございます。そういう意味では、金額面の確認ということでそれは確認したところ、適正に処理されていたということでございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうしますと、以前、議会でも指摘がありましたけれども、その随意契約というものは、私も申し上げましたが、これは民間ですと、自分たちがいかに安く効率性を持って、企業のために優位性を持つ中であらかじめいろんな情報を集めながらこれだこうという、その骨子は必ず持っているんですよ。それを、じゃ、例えばこの業者に任せる

とすればどのぐらいかかるのかな、あるいは2社にお願いしたらどちらが自らの企業とどういうふうにマッチングできるのかな、安くて、しかも早くて安全性があるところをお願いをしているというのが、これは一般的に民間でやられている手法なんです。

したがって、行政でありながらも、それは当然、行政だからできないではなくて、行政だから、なおかつ民間の手法を取り入れながら、行政の中で民間の手法を十分に発揮できるような体制づくりというものはこれまでも必要だったし、これから必要だし、今も必要だということから考えますと、今、2番目に質問させていただいたようなことが、あらかじめ、職員がいらないということではなくて、自分たちで、その標準があるとすれば計算をしてみて、なるほどなと、合っていますよという、そういった検証をしていかなければ注文することはできないじゃないですか。ということをお願いしながら質問させてもらったわけです。

ですから、職員がいらない云々ということについては触れませんが、だとすればまた違った方法で市長を中心にそういった体制を整えていくということはこれからの問題でしょうけれども、今回、質疑ですから、そういったことについて、今のご答弁ですと内部的には検討していなかったということが裏づけられますけれども、その点は再度お伺いいたします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） その点につきましては、残念でございますが、千葉県下水道公社のその技術力を駆使して事業を進めていくことそのものが、今、現状の中で最善のことじゃないかと、私はそういうふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

◎追加日程 議案第8号直接審議（先議）

○議長（向後和夫） おはかりいたします。議案第8号の1議案については、人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第8号の討論については、人事案件でありますので、省略して採決いたします。

議案第8号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第8号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（向後和夫） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第5号の1議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第7号の4議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第6号の1議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第3号の1議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、18日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長（向後和夫） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号、請願第2号の2件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

これより請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会に請願第1号、請願第2号の2件を付託いたします。

付託いたしました請願は、18日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（向後和夫） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時49分